

令和8年度 幼児教育・保育無償化給付の手続についてのご案内

1 申請手順

- (1) 保護者は、領収書兼 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を施設に依頼します。
- (2) 施設は、保護者の依頼を受け、提供した支援の内容等を記載した領収書兼 特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に交付します。

※公立保育園利用時は（１）（２）の手順はありません。

- (3) 保護者は、施設から交付された領収書兼 特定子ども・子育て支援提供証明書を申請書に添付して、八王子市に給付申請します。
- (4) 八王子市は、保護者から提出された申請書、領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書を確認し、給付額を決定します。
- (5) 八王子市は、保護者が指定した口座へ振り込みを行います。（給付額および給付予定日等は決定通知書でお知らせします。）

※その他制度や手続の詳細は、市ホームページ（八王子市子育て応援サイト）も併せてご確認ください。

2 申請書受付期間及び給付予定時期

申請期	申請期限	給付予定時期
1 期	令和8年7月15日（水）	令和8年8月
2 期	令和8年10月15日（木）	令和8年11月
3 期	令和9年1月15日（金）	令和9年2月
4 期	令和9年4月15日（木）	令和9年5月

※令和8年4月17日（金）までに申請された前年度分については、令和8年5月に給付予定です。

※最終申請可能期限は、利用日の属する月の翌月初日から2年以内です。

※施設への確認や書類不備等により、給付予定時期が遅れる場合があります。

3 申請に必要なもの（申請書等）

- (1) 施設等利用費申請書（償還払い用）
※お子さん1人につき1枚申請してください。
- (2) 利用施設記載済みの領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書
※複数月分を申請する場合は、月ごとに添付してください。

- (3) 振込先口座の口座番号等が確認できるもの
※振込先口座として初めて指定する場合のみ必要です。
※郵送の場合はコピーを添付してください。

- (4) 使用済みの回数券等、利用実績がわかるもの
※保育サービスの対価が回数券の場合のみ添付してください。

- (5) 委任状
※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ必要です。

4 給付申請

- (1) 「3 申請に必要なもの（申請書等）」を「5 提出先」へ提出してください。
- (2) 施設等利用給付認定の新2号認定または新3号認定の有効期間外は、無償化の対象となりません。
- (3) 提出方法は、窓口（市役所本庁舎4階 保育幼稚園課）または郵送です。
※各地域事務所（八王子駅南口総合事務所を含む）では受け付けておりません。

※ 郵送提出の際の注意点

- ① 保育幼稚園課に郵送物が届かない場合、保育幼稚園課では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- ② 申請内容について、市よりご連絡させていただくことがありますので、連絡先は必ず記載してください。
- ③ 送付前には、記入漏れや添付書類の不足がないか、ご確認をお願いいたします。
口座情報の記入に誤りがないか、今一度ご確認をお願いします。

※ 申請書の記入にあたっての留意事項

- ① 消えるボールペンや修正液は使用しないでください。記入誤りは二重線で取り消してください。
- ② 退職・病気の回復等により保育の必要性がなくなった場合、その月分の利用費請求はできません。
- ③ 認定内容に変更が生じた場合は、利用日の前月 15 日までに変更申請書等を提出してください。
- ④ 市外へ転出した場合、認定は失効します。転出先の自治体で新たに認定を受ける必要があります。

5 提出先・問合せ先

- <窓口> 八王子市役所本庁舎 4階 保育幼稚園課 給付担当
Tel042-620-7248（直通）
- <郵送> 八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 給付担当 宛て
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号



<市ホームページ（八王子市子育て応援サイト）はこちら>